

令和7年度(2025年度)～令和8年度(2026年度)

## 吹田市中小企業ブーストアップ補助金 募集要項

令和7年度補正予算 物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 活用事業

1	補助金の概要 . . . . .	p.1
	(1) 趣旨 (2) 補助対象事業 (3) 補助対象者 (4) 補助金額等	
2	補助対象者 . . . . .	p.2
3	補助対象経費 . . . . .	p.3
4	申請の流れ . . . . .	p.4
5	申請・請求手続き . . . . .	p.5
	(1) 申請・請求期限 (2) 提出方法 (3) 内容変更等 (4) 関係書類と対象設備の取扱い	
6	提出物確認シート . . . . .	p.6

- ※ 市での審査を経て、決定を受けたものが補助対象です。
- ※ エントリーは先着順です。予算上限に達し次第、受付を終了いたします。  
必要書類が不備等なく提出された段階で、エントリーを受け付けるものとします。
- ※ エントリー受付開始【令和8年2月24日(火)】より前に受信したメールは対象としません。



### [申請・問合せ先]

吹田市都市魅力部地域経済振興室 中小企業ブーストアップ補助金担当

〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号

電話番号 06-6170-7217(直通)

FAX 番号 06-6384-1292

メールアドレス boostup-keizai@city.suita.osaka.jp

### [よくあるお問合せ]

吹田市中小企業ブーストアップ補助金ホームページをご覧ください。

吹田市中小企業ブーストアップ補助金

検索



# 1 補助金の概要

## (1) 趣旨

物価高騰下において中小企業者が継続的な賃上げを行える環境を整備するため、生産性向上に向けた設備投資を行う市内中小企業者を支援し、地域経済の持続的な発展を図るものです。

## (2) 補助対象事業

市内事業所の生産性向上に資する設備投資を行う事業

※ 国や府、その他団体から補助金等を受けた事業及び受ける見込みのある事業は対象外です。



### 生産性向上とは？

既存の事業活動において、労働投入量から得られる成果量の比率である労働生産性を向上させることをいいます。

$$\text{労働生産性} = \frac{\text{製品・サービスの成果量（アウトプット）}}{\text{労働投入量（インプット）}}$$

## (3) 補助対象者

補助金の支給対象者は、次の要件を全て満たす必要があります。

- ▶ 中小企業者（個人事業主を含む。）であること。
- ▶ 市内に主たる事業所を有していること。
- ▶ 創業後 1 年以上の事業実績があること。
- ▶ 市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていないこと。
- ▶ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 2 条第 1 項、第 5 項、第 11 項及び第 13 項に規定する事業を営んでいないこと。

※ 詳しくは、「2 補助対象者」をご確認ください。

## (4) 補助金額等

### ア 補助金額

補助率：補助対象経費の 3 分の 2 以内（上限 200 万円）

※ 補助金の交付は、1 事業者につき 1 回限りとします。

※ 補助金額は、1,000 円未満の端数を切り捨てた額とします。

### イ 補助対象経費

(ア) 設備の購入費用

(1) (ア)の設備購入に付随して必要と認められる初期導入経費

※ (ア)、(1)ともに諸要件があります。詳しくは、「3 補助対象経費」をご確認ください。

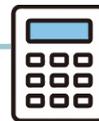
## 2 補助対象者

全てに <input checked="" type="checkbox"/> が入ることが要件です。	
中小企業者（個人事業主を含む。）であること。	<input type="checkbox"/> 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に定める中小企業者である会社又は個人である。 <input type="checkbox"/> 大企業が実質的に経営に参画している会社（いわゆる「みなし大企業」）ではない。
市内に主たる事業所を有していること。	（法人の場合） <input type="checkbox"/> 市内事業所が法人登記簿に記載されている本店である。 <input type="checkbox"/> 吹田市において法人市民税を納付している。 （個人の場合） <input type="checkbox"/> 屋号登録など、代表者が本拠地と位置付けて現に事業活動を行っている事業所であって、開業届及び確定申告書等によりその事実が客観的に確認できる。
創業後1年以上の事業実績があること。	（法人の場合） <input type="checkbox"/> 法人登記簿に記載されている会社設立の日から1年以上の事業実績がある。 （個人の場合） <input type="checkbox"/> 個人事業の開業・廃業等届出書に記載されている事業開始日から、1年以上の事業実績がある。
市町村民税の滞納（不申告を含む。）をしていないこと。	<input type="checkbox"/> 市町村民税を滞納せずに納めている。
右記のいずれにも該当しないこと。	<input type="checkbox"/> 次のいずれにも該当しない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条11項に規定する特定遊興飲食店営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者</li> <li>・ 大阪府暴力団排除条例（平成22年大阪府条例第58号）第2条第1号から第4号までに規定する者</li> </ul>

## 3 補助対象経費

### (1) 補助対象となる経費

補助対象事業に要する次の経費。ただし、補助金の交付決定後に発注又は契約を行ったものであって、補助対象事業の完了報告【令和9年2月26日(金)】までに納品及び支払いを終えたものに限り、ます。



#### 【設備の購入費用】

市内の事業所において、直接的に事業の用に供する設備(ソフトウェアを含む。)の購入費用。

※ 取得価額が単価20万円(税抜き)未満の設備は、補助対象外です。

※ 吹田市外に設置する設備は、補助対象外です。

#### 【設備購入に付随して必要と認められる初期導入経費】

対象設備の購入に付随して必要と認められる工事費、運送料、初期設定費用等その他の経費。

※ 補助対象経費として算入できる金額は、設備の購入経費総額の2分の1を上限とします。

### (2) 補助対象とならない経費

- ▶ 汎用性があり、補助対象事業の目的外使用となりえるものの購入費用  
例：パソコン、スマートフォン、タブレット端末、複合機、エアコン、車両など
- ▶ ホームページ等の作成委託費用  
例：電子商取引サイト等を含むウェブサイト全般
- ▶ 既存設備の保守、修繕に係る費用
- ▶ 予備品の購入費用
- ▶ 顧客に提供する商品(レンタル品を含む)自体の購入費用
- ▶ 保守費用、保険料等の継続費用
- ▶ 不動産の購入費用
- ▶ そのほか、補助金の趣旨に照らして適切でないもの

### (3) その他

クレジットカードで支払った経費は補助金の対象としないので、支払い時にはご注意ください。

#### ご注意ください ー税の申告についてー

補助金は経理上、交付を受けた事業年度における収入として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。適正な申告のため、確定申告の際に所轄の税務署にご確認ください。

事業を営むために所有する構築物、機械、器具、備品などの事業用資産は、償却資産として税申告をしていただくこととなります。申告についての詳細は、税務部資産税課へお問い合わせください。

## 4 申請の流れ

<p>(1) エントリーシートの提出 (申請者→市)</p> 	<p>&lt;令和8年8月31日(月)まで&gt; 吹田市ホームページから「エントリーシート」をダウンロードし、必要書類を添付の上で、市にメールで提出してください。</p> <table border="1" data-bbox="639 360 1386 477"><tr><td>宛先</td><td>吹田市都市魅力部地域経済振興室 中小企業ブーストアップ補助金担当 宛 <a href="mailto:boostup-keizai@city.suita.osaka.jp">boostup-keizai@city.suita.osaka.jp</a></td></tr></table> <p>※注意※ ・補助対象となる設備は、交付決定前に発注しないこと。 ・エントリーシートは先着順で審査する。予算上限で受付終了。</p>	宛先	吹田市都市魅力部地域経済振興室 中小企業ブーストアップ補助金担当 宛 <a href="mailto:boostup-keizai@city.suita.osaka.jp">boostup-keizai@city.suita.osaka.jp</a>
宛先	吹田市都市魅力部地域経済振興室 中小企業ブーストアップ補助金担当 宛 <a href="mailto:boostup-keizai@city.suita.osaka.jp">boostup-keizai@city.suita.osaka.jp</a>		
<p>(2) 市からメールで連絡 (市→申請者)</p> 	<p>市から、補足説明等を求める連絡をします。 要件を満たすと確認ができましたら、(3)以降の手続について、市からメールでご案内します。 要件を満たさないと判断した場合は、ここで終了です。</p>		
<p>(3) 補助金の交付申請 (申請者→市)</p> 	<p>「吹田市中小企業ブーストアップ補助金交付申請書」(様式第1号)に必要な書類を添付し、市に提出してください。</p> <p>&lt;(2)の案内メールで指定した期限まで&gt;</p> <table border="1" data-bbox="639 943 1386 1059"><tr><td>宛先</td><td>〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市都市魅力部地域経済振興室 中小企業ブーストアップ補助金担当 宛</td></tr></table> <p>※注意※ かならず、市が指定した期限までに書類を提出すること。 申請期限を超過した場合、交付申請は受付できません。</p>	宛先	〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市都市魅力部地域経済振興室 中小企業ブーストアップ補助金担当 宛
宛先	〒564-8550 吹田市泉町1丁目3番40号 吹田市都市魅力部地域経済振興室 中小企業ブーストアップ補助金担当 宛		
<p>(4) 交付決定通知の送付 (市→申請者)</p> 	<p>市から申請者に「補助金交付決定通知書」を郵送します。</p> <p>※注意※ 通知書を受領したら、速やかに事業に着手すること。</p>		
<p>(5) 対象事業の実施 (申請者⇄取引先)</p> 	<p>設備の導入設置、対象経費の支払いを行います。</p> <p>※注意※ ・補助対象となる設備は、必ず交付決定後に発注すること。 ・令和9年2月26日(金)までに納品、支払いを終えること。 ・対象経費の納品書、請求書、領収書等を保管しておくこと。 ・クレジットカードでの支払いを行わないこと。</p>		
<p>(6) 対象事業の完了報告 (申請者→市)</p> 	<p>&lt;令和9年2月26日(金)まで&gt; 「吹田市中小企業ブーストアップ補助金事業完了報告書」(様式第8号)に必要な書類を添付し、市に提出してください。</p>		
<p>(7) 交付額確定通知の送付 (市→申請者)</p> 	<p>市から申請者に「補助金交付額確定通知書」を郵送します。</p>		
<p>(8) 補助金の交付請求 (申請者→市)</p>	<p>&lt;(7)の送付時に指定した期限まで&gt; 「吹田市中小企業ブーストアップ補助金交付請求書」(様式第10号)に必要な書類を添付し、市に提出してください。</p>		

## 5 申請手続き



### (1) 申請・完了報告期限

- ▶ エントリー：令和8年8月31日(月)まで
  - ※ 予算の都合により、エントリー期限を変更する場合があります。
- ▶ 交付申請：エントリー通過後から市が指定する期限まで
- ▶ 事業完了報告：交付決定から令和9年2月26日(金)まで
  - ※ 申請はエントリー先着順です。予算が上限に到達した場合、受付を終了いたします。

### (2) 提出方法

- ▶ エントリーシートは、Eメールで提出してください。【[boostup-keizai@city.suita.osaka.jp](mailto:boostup-keizai@city.suita.osaka.jp)】  
Eメール以外での提出は受理できませんので、ご了承ください。
- ▶ 交付申請、事業完了報告及び交付請求書類は、Eメールまたは郵送(レターパックライト)で提出してください。提出された書類は一切返却できませんので、あらかじめご了承ください。

### (3) 内容変更等

- ▶ エントリーから交付申請までの間に変更が生じた場合  
原則として、設備や購入金額、取組内容がエントリーと異なる交付申請は受理できません。当初のエントリーで予定していた内容について変更したい場合は、エントリーの受付期限(令和8年8月31日まで)に、もう一度、前頁「(1)エントリーシートの提出」の手続から開始してください。
- ▶ 交付決定から事業完了までの間に変更が生じた場合  
交付決定を受けた内容が変更になる場合は、変更交付申請が必要になる場合があります。  
なお、原則として交付決定額を交付金額の上限とし、増額を伴う金額変更はできません。

### (4) 関係書類と対象設備の取扱い

- ▶ 申請書類の保管  
補助金に係る経理について、証拠書類等を整理し、交付年度終了後10年間保存してください。
- ▶ 補助対象となった設備の管理

補助金により取得し、又は効用の増加した設備については、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の目的に従って、その効率的な運用を図ってください。

また、単価50万円(税抜)以上の機械装置等は、「処分制限財産」に該当し、補助金の支払を受けた後であっても、一定の期間において処分が制限されます。財産処分制限期間においては、吹田市の承認なく、目的外使用、転用、譲渡、交換、貸付、担保に供する処分、廃棄等を行うことはできませんのでご注意ください。

財産処分制限期間の例	
食料品製造業用設備	10年
理容又は美容機器	5年
試験又は測定機器	5年
ソフトウェア	5年

## 6 提出物確認シート

提出された申請書類は一切返却できませんので、あらかじめご了承ください。

これらの書類の他に、必要に応じて追加提出をお願いする場合があります。

### 【エントリー（事前審査）】

書類		チェック
1	エントリーシート	<input type="checkbox"/>
2	企業概要書（様式第2号）	<input type="checkbox"/>
3	事業計画書（様式第3号）	<input type="checkbox"/>
4	導入する設備の機能や仕様等が確認できるもの（カタログ、仕様書等）	<input type="checkbox"/>
5	補助対象経費の額が確認できる見積書（発行日から1か月以内のもの） ※ 設備の単価が50万円（税抜）を超える場合は、原則、複数者の見積が必要。 ただし、複数者の見積が徴取できない、または最も安価な設備を選定しない理由がある場合は、6の提出が必要。	<input type="checkbox"/>
6	事業者選定理由書（様式第4号） ※ 設備の単価が50万円（税抜）未満の場合は提出不要。 ※ 事業者から複数見積を徴取し、最も安価な設備を選定する場合には提出不要。	<input type="checkbox"/>
7	直近の確定申告書の写し（税務署からの受信通知も併せて添付すること） [法人の場合] 別表一と、法人事業概況説明書（両面）のみ [個人の場合] 第一表と、青色申告決算書又は収支内訳書のみ	<input type="checkbox"/>

### 【補助金の交付申請】 ※ エントリーシート提出時に提出済の書類は、再提出不要です。

書類		チェック
1	吹田市中小企業ブースアップ補助金交付申請書（様式第1号）	<input type="checkbox"/>
2	[法人の場合] 履歴事項全部証明書の写し [個人の場合] 個人事業の開業・廃業等届出書	<input type="checkbox"/>
3	事業所等の現況写真（参考様式1） ①外観、②内観、③設備等の設置予定場所	<input type="checkbox"/>
4	直近の市町村民税の納付又は非課税を証する書類の写し	<input type="checkbox"/>

### 【補助対象事業の完了報告】

書類		チェック
1	吹田市中小企業ブースアップ補助金事業完了報告書（様式第8号）	<input type="checkbox"/>
2	納品物及び納品日が確認できるもの（納品書の写し等）	<input type="checkbox"/>
3	対象経費に係る請求金額及びその内訳が確認できるもの（請求書の写し等）	<input type="checkbox"/>
4	対象経費の支払日及び金額が確認できるもの（領収書又は入出金明細の写し等）	<input type="checkbox"/>
5	導入した設備の写真（参考様式2） ①設備等の全体、②設備等の銘板やラベル等	<input type="checkbox"/>

### 【補助金の交付請求】 ※ 不備等がなければ、請求日から1か月程度で補助金を交付します。

書類		チェック
1	吹田市中小企業ブースアップ補助金交付請求書（様式第10号）	<input type="checkbox"/>
2	補助金振込先の口座情報が確認できるもの（通帳の写し等）	<input type="checkbox"/>